戸別受信機の

（芦屋町作成）

取扱説明書

1　使用前に用意すること

①防災アンテナを取り付ける

②乾電池・ACアダプタを取り付ける

※乾電池・ＡＣアダプタの両方を常に取り付けておいてください。
※乾電池だけで使用すると、２，３日程度で電池が消耗します。
※ＡＣアダプタをコンセントに差し込んでいる場合は、乾電池の電力は使用しません。（自然消耗は除く）停電時は、乾電池の電力を使用します。
※液漏れによる故障のため、１年に１回は必ず乾電池を交換しましょう。
また、正しい向きで乾電池を接続しましょう。液漏れや出火の原因となります。

③落下しないような場所に設置する。

〇町からの防災情報・行政情報、自治区からのお知らせなどを自動で受信し、放送するとともに文字でお知らせします。

〇緊急放送は、自動的に最大音量でお知らせします。

〇未読メッセージは、「★」で表示され、放送を聞き直すと、既読となり、「★」が消えます。

〇聞き直し可能な履歴は、放送の直近１０件までです。１０件以上になると、日時の古いものから、自動的に削除されます。

ACアダプタ

防災アンテナ

※止まるまでねじ込む

単三乾電池4本

（停電時使用）

裏面あり

2　機器の説明

電池ランプ

（赤くランプが点灯したら、交換の目安）

再生・停止ボタン

メッセージ選択ボタン

音量ボタン（大/小）

緊急放送は、最大音量で放送されます。

通常は、設定してある音量となります。

画面表示（オン/オフ）ボタン

町外への転出、町内での転居の時は役場に届出を

1　芦屋町内の転居の場合

　戸別受信機は、自治区ごとに異なるチャンネル設定がされています。転居される時は、転居先の住所によって受信できるチャンネルの設定を変更する必要がありますので、**転居の手続時に戸別受信機を持って役場総務課へ必ずお越しください。**
（同じ自治区での転居の場合は不要です。）

2　芦屋町外へ転出する場合

　世帯全員が町外へ転出される時は、**転出の手続時に役場総務課へ必ず戸別受信機を返却してください。**

3　世帯主を変更した場合

　世帯主を変更した場合、手続きが必要です。世帯主変更の手続時に役場総務課に必ずお越しください。

4　亡くなられた場合

　単身世帯の使用者が亡くなられた場合、親族の方等が必ず役場へ戸別受信機を返却してください。

5　自治区に加入した場合など

　お住いの自治区からのお知らせは、自治区の加入の有無でチャンネルが異なります。チャンネル内容を変更したい場合、役場総務課に戸別受信機を持ってきてください。

問い合わせ　芦屋町役場総務課庶務係　電話　093－223－3572